

指導者が想定した線引き箇所とその理由に関する資料

| | | 状況詳細 | 見解等 |
|--------------------|---------|--|--|
| 事例 1 | 構造計算書 | 売主、設計会社、施工会社がすべてグループ会社で、構造設計の外注を受けたA建築士は、執拗なコストダウンの要求があった。 | 意図的で悪質な違法行為。姉齒元建築士による耐震偽装事件（平成17年）をモデルとした。※状況詳細は事実とは異なる。《関連条文》法20条 等 |
| 事例 2 | 瑕疵の隠ぺい | 戸数が多く、引渡し期限が迫っており、上司から無言の圧力を受けていた。 | 意図的で悪質な違法行為。第三セクター秋田県木造住宅株式会社が引き起こした手抜き工事による大規模な欠陥住宅事件（平成9年）をモデルとした。※状況詳細は事実とは異なる。《関連条文》品確法94条 |
| 事例 3 | 写真提出 | 戸数が多く、引渡し期限が迫っており、上司から無言の圧力を受けていた。 | 違法行為。昔はよくやられていた。《関連条文》法7条 |
| ↓実務的線引き | | | |
| 事例 4 | 小屋裏収納 | 施主から執拗にお願いされ、上司も容認していた。 | 違法行為。実務ではよくある。《関連条文》令46条4項、法関係告示1351号、住指発682号等 |
| 事例 5 | 書庫申請 | 設計段階で施主からの要望があり、書庫として申請するので一切の検査が終了してから寝室として利用するように提案した。 | 違法行為に当たる可能性大。実務ではよくある。《関連条文》法28条1項、令19条3項、令20条 |
| 事例 6 | ピロティ | 設計段階で施主からの要望があり、車庫として利用したいが床面積に算入させたくないとの内容から、そのように指導した。 | 違法行為の可能性あり。実務ではよくある。《関連条文》令2条1項四号、令2条3項、法7条、法7条の6、法6条1項四号等 |
| 事例 7 | カーポート | 設計段階で施主からの要望がありインナーガレージを検討したが、予算の都合上断念せざるを得なかった。 | 違法行為の可能性あり。実務ではよくある。《関連条文》法22条1項等 |
| ↓法的根拠による線引き | | | |
| 事例 8 | 軽微な施工不良 | 数年後に思いがけないことからそのことが発覚した。 | 違法行為とは言い難い。しかし、報告・連絡の義務を怠った建築士の責任は重い。後々大きな問題に発展する可能性あり。 《関連条文》施行規則3条の2 |
| ↓予想した線引き | | | |
| 事例 9 | 北側斜線 | | 法的には適合。仕事は最低。単なる建築士の能力不足。しかし、このようなミスは起こりうる。最低限の義務は果たした。《関連条文》施行規則3条の2、法56条1項三号 |
| ↓理想的線引き | | | |
| 事例 10 | 完璧な業務 | | 理想だが、全てにおいて完璧にこなし、全くトラブルなく終えることはほとんどない。 |

質問 1

結果

| | | 良いこと | or | 悪いこと | 意見 |
|-------|---------|----------------------------|----|----------------------------|--|
| 事例 1 | 構造計算書 | | | 1 2 3 4 5 6 | ×明らかに違法 ×疑う余地なし ×偽装は悪い ×悪質 |
| 事例 2 | 瑕疵の隠ぺい | | | 1 2 3 4 5 6 | ×明らかに違法 ×疑う余地なし ×施主を馬鹿にしている ×悪質 |
| 事例 3 | 写真提出 | | | 1 2 3 4 5 6 | ×明らかに違法 ×疑う余地なし ×悪質 |
| 事例 4 | 小屋裏収納 | 1 2 3 5 | | 4 6 | ○施主の為 ○誰でもやっている ×明らかに違法 |
| 事例 5 | 書庫申請 | 1 3 5 | | 2 4 6 | ○申請上OK ○施主の責任 ×設計で解決できる |
| 事例 6 | ピロティ | 1 2 3 4 5 | | 6 | ○施主の責任 ×違法を容認 |
| 事例 7 | カーポート | 1 3 4 5 | | 2 6 | ○施主とメーカーの責任 ×違法を容認 |
| 事例 8 | 軽微な施工不良 | 1 6 | | 2 3 4 5 | ○構造耐力上問題なし ○違法ではない ×報告義務を怠った |
| 事例 9 | 北側斜線 | 1 2 3 4 5 6 | | | ○違法性なし |
| 事例 10 | 完璧な業務 | 1 2 3 4 5 6 | | | ○疑う余地なし |

質問 2

結果

| | | もし〇〇だったら? | 許せる or 許せない | | 意見 |
|-------|---------|--|----------------------------|----------------------------|--|
| 事例 1 | 構造計算書 | 売主、設計会社、施工会社がすべてグループ会社で、構造設計の外注を受けたA建築士は、執拗なコストダウンの要求があったとしたら? | 4 5 6 | 1 2 3 | ○それだけの圧力を受けたら仕方がない ×それでも違法行為はダメ |
| 事例 2 | 瑕疵の隠ぺい | 戸数が多く、引渡し期限が迫っており、上司から無言の圧力を受けていたとしたら? | 1 4 | 2 3 5 6 | ○それだけの圧力を受けたら仕方がない ○それから直したのでは時間がかかり、結局施主にも迷惑がかかる ×それでも違法行為はダメ |
| 事例 3 | 写真提出 | 戸数が多く、引渡し期限が迫っており、上司から無言の圧力を受けていたとしたら? | 1 4 6 | 2 3 5 | ○それだけの圧力を受けたら仕方がない ×それでも違法行為はダメ |
| 事例 4 | 小屋裏収納 | 施主から執拗にお願いされ、上司も容認していたとしたら? | 1 2 3 4 5 6 | | ○施主のためなら仕方がない ○誰でもやっている |
| 事例 5 | 書庫申請 | 施主から執拗にお願いされ、上司も容認していたとしたら? | 1 3 4 5 6 | 2 | ○申請上OK ○施主の責任 ×設計で解決できる |
| 事例 6 | ピロティ | 施主から執拗にお願いされ、上司も容認していたとしたら? | 1 2 3 4 5 6 | | ○施主の責任 |
| 事例 7 | カーポート | 施主から執拗にお願いされ、上司も容認していたとしたら? | 1 2 3 4 5 6 | | ○施主とメーカーの責任 |
| 事例 8 | 軽微な施工不良 | | | 1 2 3 4 5 6 | ×報告義務を怠った ×早く対処すべきだった |
| 事例 9 | 北側斜線 | | 1 2 3 4 5 6 | | ○違法性なし |
| 事例 10 | 完璧な業務 | | 1 2 3 4 5 6 | | ○疑う余地なし |

質問 3

結果

| それぞれの建築士はどう対処すべきであったか？ | | |
|------------------------|---------|---|
| 事例 1 | 構造計算書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴える ・ 根拠を示し、説得する ・ プライドを守る ・ こちらから喜んで断る |
| 事例 2 | 瑕疵の隠ぺい | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施主に正直に話をして無償で直す ・ 期間を延ばしてもらう |
| 事例 3 | 写真提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 正直に報告する ・ 期限が過ぎても直す |
| 事例 4 | 小屋裏収納 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 断る ・ 説得する ・ 法に則って設計し、他の特典を付ける ・ 仕方がない |
| 事例 5 | 書庫申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計で解決する方法を探る ・ 施主に説明し、リスクと責任を理解してもらい、それでよければやる ・ 照明、換気設備を十分にする ・ 仕方がない |
| 事例 6 | ピロティ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別にバレなければ良い ・ 施主の責任をはっきりさせておく ・ 仕方がない ・ そのままで良い |
| 事例 7 | カーポート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別にバレなければ良い ・ 施主とメーカーの責任であることをはっきりさせておく |
| 事例 8 | 軽微な施工不良 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施主、上司に報告し、直す ・ すぐに相談すべきだった |
| 事例 9 | 北側斜線 | |
| 事例 10 | 完璧な業務 | |

質問 4

結果

| そうせざるを得なかった原因は何？ | | |
|------------------|---------|---|
| 事例 1 | 構造計算書 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社の利益を優先した ・圧力に負けた ・不況 ・生活がかかっている |
| 事例 2 | 瑕疵の隠ぺい | <ul style="list-style-type: none"> ・自覚が足りない ・時間がなかった ・圧力に負けた ・施工レベルが低い ・金も時間もかかるから |
| 事例 3 | 写真提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・圧力があつた ・費用がかかるから ・金も時間もかかるから |
| 事例 4 | 小屋裏収納 | <ul style="list-style-type: none"> ・施主の依頼だから ・モラルの欠如 |
| 事例 5 | 書庫申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・施主の依頼だから ・設計力の未熟さ |
| 事例 6 | ピロティ | <ul style="list-style-type: none"> ・施主の依頼だから ・モラルの欠如 |
| 事例 7 | カーポート | <ul style="list-style-type: none"> ・施主の依頼だから ・建築士の説得力のなさ |
| 事例 8 | 軽微な施工不良 | <ul style="list-style-type: none"> ・施主や上司に嫌な顔をされそうだから ・報告・連絡・相談の義務を怠った |
| 事例 9 | 北側斜線 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築士の能力の低さ |
| 事例 10 | 完璧な業務 | |

質問 5

結果

| | | もし〇〇だったら? | 許せる or 許せない | | 意見 |
|-------|---------|--|----------------------------|----------------------------|--|
| 事例 1 | 構造計算書 | 売主、設計会社、施工会社がすべてグループ会社で、構造設計の外注を受けたA建築士は、執拗なコストダウンの要求があった。 | | 1 2 3 4 5 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社の利益や建築士個人の利益を優先した行為はとても否定的。 ・しかしながら、自分がそのような状況に立たされた場合に毅然とした態度を取れるか不安が残る |
| 事例 2 | 瑕疵の隠ぺい | 戸数が多く、引渡し期限が迫っており、上司から無言の圧力を受けていた。 | | 1 2 3 4 5 6 | |
| 事例 3 | 写真提出 | 戸数が多く、引渡し期限が迫っており、上司から無言の圧力を受けていた。 | | 1 2 3 4 5 6 | |
| 事例 8 | 軽微な施工不良 | 数年後に思いがけないことからそのことが発覚した。 | | 1 2 3 4 5 6 | |
| 事例 5 | 書庫申請 | 設計段階で施主からの要望があり、書庫として申請するので一切の検査が終了してから寝室として利用するように提案した。 | | 1 2 3 4 5 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・「設計力のなさを施主の責任に転嫁してはならない」ということが理解された。 |
| 事例 4 | 小屋裏収納 | 施主から執拗にお願いされ、上司も容認していた。 | 1 2 3 5 | 4 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・施主からの要望があった場合に、毅然とした態度が取れるか不安のようである。 ・当初の「施主のためだったら仕方がない」という考え方が未だに残る |
| 事例 7 | カーポート | 設計段階で施主からの要望がありインナーガレージを検討したが、予算の都合上断念せざるを得なかった。 | 1 3 4 5 | 2 6 | |
| 事例 6 | ピロティー | 設計段階で施主からの要望があり、車庫として利用したいが床面積に算入させたくないとの内容から、そのように指導した。 | 1 2 3 4 5 | 6 | |
| 事例 9 | 北側斜線 | | 1 2 3 4 5 6 | | |
| 事例 10 | 完璧な業務 | | 1 2 3 4 5 6 | | |